

2008年4月24日

各 位

株式会社N a I T O
(登記社名 株式会社内藤)
取締役社長 鈴木 斉
(JASDAQコード: 7624)
問合せ先
取締役経営企画部長 市川 廣規
電話 03-3800-8614

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年5月20日開催予定の第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 企業イメージの更なる浸透とブランド力の強化を図る目的で、第1条に定める商号を変更するものです。
- ② 会社法および金融商品取引法の施行に伴う法制に準拠した内部統制システムの整備・構築に合わせ、第6章を変更(削除)するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 定款変更の効力発生日

平成20年5月20日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社内藤と称し、英文では Naito & Co.,Ltd.と称する。</p>	<p>第1章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社Na I T Oと称し、英文では Naito & Co.,Ltd.と称する。</p>
<p>第6章 執行役員 (執行役員) 第34条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、法令の範囲内で当社の業務執行を委ねることができる。</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(監督および業務執行報告) 第35条 取締役会および取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の執行の状況を1か月に1回以上、取締役に報告するものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(執行役員の任期) 第36条 執行役員の任期は2年とする。 2 取締役会は執行役員を任期の途中であってもいつでも解任することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(利益相反取引・競業取引) 第37条 当社と執行役員との利益が相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために当社の事業の部類に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(執行役員規程) 第38条 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程および執行役員職務分掌規程に定めるものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7章～第9章 (章題省略)</p>	<p>第6章～第8章 (現行のまま)</p>
<p>第39条～第53条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第48条 (現行のまま)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 第1条 第1条(商号)の変更は、平成20年7月1日に効力を発生する。 なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</p>